

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 国分 航士

本論文は、1889（明治22）年2月11日に公布された大日本帝国憲法と、同日に勅定された皇室典範という二つの法により、明治中期に形式的には成立した明治立憲制の統治のあり方が、天皇・皇室制度の整備や運用の過程でいかに形成され、変容していったのかにつき、1926（大正15）年までの時期を対象として論じたものである。

1885年の内閣職権制定の時点で、まずは宮内大臣を内閣の構成主体から切り離し、さらに1889年の時点で、公布された憲法と「家法」としての皇室典範を区別したことによって、宮中と府中の別は截然と分けられていたように見える。だが、実際の歴史過程に鑑みれば、宮中・府中間の権限の配分は決して自明なものではなく、宮中という言葉そのものも多様な用いられ方をしていた。本論文は、明治中期から大正後期までの宮中・府中関係に光を当て、近年になり利用が容易になった宮内公文書館文書等を豊かに用い、1899年に伊藤博文を総裁として設置された帝室制度調査局と、1916年に伊東巳代治を総裁として設置された帝室制度審議会とによって主として進められた、天皇・皇室制度に関する法的整備の過程を分析した。このような視角による分析は未だなく、その実証の確度の高さも特筆すべきものといえる。

本論文によって明らかにされたのは、以下の諸点である。第一に、明治後期における英照皇太后崩御に際しての大喪使設置一件からもわかるように、内閣と宮内省との間に、宮中・府中の領域に関する共通認識はなかった。この点を解決すべく登場したのが、「天皇の大権」と「臣民の権利」の間の調和を図ることが立憲政治の眼目だとする伊藤率いる帝室制度調査局であった。調査局は1907年、天皇・皇室に関する法の発出様式である皇室令を定めるために公式令を制定する。この公式令こそは、天皇・宮中・内閣・軍部等を律する、全ての法の発布様式を定めた法だった。皇室令という様式を編み出すため、公式令という総体としての法令発出様式を定めなければならなかったところに、宮中・府中関係における宮中の大きさがわかる。第二に、憲法第30条で認められていた、内閣・議会・天皇への請願権は、内閣・議会へのものは早期に実現したにもかかわらず、天皇への請願は制度化が遅れていた。そこに対処したのが伊東率いる帝室制度審議会であり、1917年になって漸く請願令が公布をみた背景には、議会を介在させずに国民の意思を天皇に「直達」させることへの内閣法制局や議会からの疑義があった。国民と天皇を結ぶ上での内大臣の地位の重要性についても意義づけた。

課題をわかりやすく説明するという点で残された問題はあつたものの、それは本論文が研究史上に持つ価値をいささかも減ずるものではないと考える。よつて、本委員会は、本論文が博士（文学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。